

社会福祉法人宏仁会

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

男女ともに全職員が活躍できる雇用環境の整備を行なうため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

令和 4年 4月 1日 ~ 令和 7年 3月31日

2. 目標と取組内容・実施時期

目標 1:セクシャルハラスメント、パワーハラスメントのない男女とも働きやすい職場環境の整備を行なう。

<取組内容・実施時期>

- 令和 4年 4月～ 経営層や管理者を対象に、会議においてセクハラ、パワハラに関する意見交換を行なう。
- 令和 4年 4月～ 管理者を対象にした事例を交えた研修会を実施する。
- 令和 4年 4月～ 全体会議を通して職員全体に対する研修会を実施する(年1回以上の計画的な実施)。

目標 2:所定外労働時間について前年度比実績 3%の削減を目指し、職場と家庭生活の両立を目標としていく。

<取組内容・実施時期>

- 令和 4年 4月～ 業務の効率化が図れるような支援体制を整えるために、管理者に対して、業務改善についての研修会を実施する。
- 令和 4年 4月～ 全体会議等を通じて、所定外労働時間を削減する意識の周知・啓発を行なう。
- 令和 4年 4月～ 各拠点に応じた所定外労働時間削減の努力を管理者に義務付ける。